【令和7年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について】

経　緯

① 当該法律が制定されるまでは「地方財政再建促進特別措置法（財政再建法）」によって主として普通会計ベースでの財政指標が使用され、標準財政規模の20%の赤字（市町村の場合）で再建準用団体に指定されるのみであった。

② 財政健全化法は、第1条に「早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化」を目的に掲げ、従来になかった公営企業や第三セクターを含めた財政指標で以って健全化判断比率を算定し、毎年度その指標を公表することで議会や住民監視のなかで早期是正の措置が加えられた。

法律の概要

① 判断基準・・・・早期健全化基準と財政再生基準が設定された。市町村は表のとおり。

	早期健全化基準（α）	太子町のα	財政再生基準（β）
実質赤字比率（%）	標準財政規模に応じて11.25～15.0	13.67	20.0
連結実質赤字比率（%）	標準財政規模に応じて16.25～20.0	18.67	30.0
実質公債費比率（%）	25.0（起債許可団体基準は18.0）	25.00	35.0
将来負担比率（%）	350.0	350.0	
	経営健全化基準（γ）	太子町のγ	
資金不足比率（%）	20.0	20.0	

〔注意〕α値が1つでも超えれば財政健全化計画策定が義務付けられる。
　　β値が1つでも超えれば財政再生計画策定が義務付けられる。
　　γ値が基準を超えれば経営健全化計画策定が義務付けられる。

② 健全化判断比率　　［単位：%］

実質赤字比率（　－　）	一般会計等を対象とした歳入総額から歳出総額を差し引いた実質赤字額の標準財政規模に対する割合 （算式）＝一般会計等の実質赤字額／標準財政規模
連結実質赤字比率（　－　）	国保・介護・下水道などの公営事業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額及び資金の不足額の標準財政規模に対する割合 （算式）＝連結実質赤字額／標準財政規模
実質公債費比率（10.5）	一般会計等の公債費に公営企業債（一部事務組合債を含む）に対する繰出金などを含めた実質的な公債費相当額の標準財政規模に対する割合 【令和5年度＝11.3　令和6年度＝11.4】
将来負担比率（4.8）	一般会計等が将来負担すべき負債総額全体から基金などの充当可能な財源を差し引いた額の標準財政規模に対する割合 【令和5年度＝20.1　令和6年度＝14.2】

※実質赤字比率、連結実質赤字比率は赤字が生じないため「－」で表示。

③ 資金不足比率　　［単位：%］

水道事業会計（　－　）	公営企業会計ごとの資金の不足額が、事業の規模に対してどの程度あるかを示す割合 （算式）＝資金の不足額／事業の規模（主たる経営活動から生じる収益等相当額）
下水道事業会計（　－　）	

※いずれの会計も資金不足が生じないため「－」で表示。

④ 健全化判断比率及び資金不足比率が基準を超過した場合

早期健全化基準（α）が超過	財政再生基準（β）が超過	経営健全化基準（γ）が超過
・財政悪化の要因分析	・事務事業の見直し	・資金不足比率悪化の要因分析
・最短で基準以下にできる計画期間	・組織の合理化	・最短で基準以下にできる計画期間
・財政早期健全化の基本方針	・歳出削減措置	・経営健全化の基本方針
・一般会計など実質赤字解消方策	・税等の徴収実績を高める計画	・基準値以下にする方策
・各指標を基準以下に改善する方策	・滞納分の徴収計画	・年度ごとの歳入、歳出計画
・年度ごとの歳入、歳出計画	・使用料、手数料等の値上げ計画	・年度ごとの資金不足比率の見通し
・年度ごとの指標見通し	・財産処分計画	
	・税率引き上げによる増収計画	

総務部財政課